

令和4年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-7-1)

政策名	7 生活安全	施策名	7-1 製品安全			
施策の概要	製品安全関連4法を着実に実行するとともに、事業者・消費者の製品安全に関する自主的な取組を促進する。					
達成すべき目標	製品事故の拡大・再発防止から未然防止にいたるまで、幅広く事故防止が図られる環境を構築する。					
施策の予算額、執行額等	区分		2年度	3年度	4年度	5年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	0	0	0	0
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	0	0	0	
	執行額(百万円)		0	0	0	
	※(項)産業保安・危機管理費の内数として行っている					
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標	1	重大製品事故の発生件数	基準値	実績値					目標値	達成
			24年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	-	未達成
			1,077件	1,271	1,024	988	1,108	-	前年度比減	
		年度ごとの目標値		前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減		
	2	製品安全関連4法の執行状況	施策の進捗状況(実績)						目標値	達成
			製品安全関係4法の遵守状況を試買テストや立入検査、ネットパトロール事業等により、確認している。						令和4年度	達成
			＜試買テスト機種数＞	元年度	2年度	3年度	4年度	製品安全関係4法の着実な執行(試買テストの実施、立入検査、報告徴収等)		
			電気用品	137	122	176	163			
			特定製品	36	41	40	38			
			ガス用品	3	2	2	0			
			液化石油ガス器具等	11	11	14	20			
			＜立入検査件数＞	元年度	2年度	3年度	4年度			
			電気用品	177	150	155	148			
			特定製品	40	40	40	40			
ガス用品	6	6	6	6						
液化石油ガス器具等	14	14	14	14						

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 重大製品事故の原因分析を踏まえ、その再発防止を図るとともに、製品安全関連4法が遵守されているかを確認するため、同法の対象品目について、市場で流通している製品を購入し、技術基準への適合状況の検証(いわゆる「試買テスト」)や、事業者への立入検査等を実施し、基準への不適合品があれば、事業者への確認を経て、違反解消に向けて指導を行った。また、近年増加傾向にあるリチウムイオン蓄電池の発火事故への対策として各電池ブロックの電圧監視等に係る省令(技術基準解釈)の改正や、乳幼児の誤飲事故が発生していた磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂玩具について消費生活用製品安全法での特定製品の指定に向けた道筋の確保、さらには、インターネット取引の増加による海外からの直接販売される製品への対応のあり方についての検討開始(研究会の立ち上げ)など、政策立案面での取組も進められたことを踏まえ、「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	【重大製品事故の状況】 令和4年度の重大事故の発生件数は1108件(前年度988件)であり、モバイルバッテリー関連での事故増加が影響した。 【製品安全関4法の執行状況】 (電気用品) 近年の製品事故の発生状況や違反事例の多い製品などを対象に重点的に試買テストを行い、事業者での法令義務の履行状況を調査した。 また、立入検査については、新規に事業届出をした輸入・製造事業者やしばらく立入検査を実施していない当該事業者を中心に法令遵守状況や過去指摘等のフォローなどを行った。 (特定製品(消費生活用製品安全法)) 試買テストでは、対象製品での届出事業者数などを踏まえて調査対象品目を選定し、外部からの情報提供等を加味し、インターネット上で販売される銘柄を中心に試買し、より効果的に法令遵守状況の調査を進めた。 立入検査にあっては、限られたリソースで全品目の届出事業者の法令遵守確認を行うため、届出事業者数や地域間のバランス、直近の法令違反や立入検査状況等を総合的に考慮して検査先を選定し、立入検査し、法令遵守状況の確認や指導を行った。 (ガス用品、液化石油ガス器具) 試買テストでは、重大製品事故件数が多く火災等に至るリスクが大きい製品や、販売形態の多様化により中国を始めとする海外からの新規参入者からの販売が今後増えるの見込まれる製品として、具体的にはカートリッジガスこんろ(液石法)、屋外式ストーブ(液石法)等を対象に選定し、実施した。 立入検査については、事業を新規に開始した事業者や、近年製品事故や法令違反を起こした事業者に対し、品目ごとにも事故発生状況や市場流通状況を考慮した上で、実施した。 【施策の分析】 ・法律に基づく義務が適切に履行されているか確認するため、市場で流通しているPSマーク対象製品を購入して安全性等を確認する試買テスト、インターネット上で販売される製品を市場監視するネットパトロール、事業者の事務所等を訪問して違反品の有無を確認する立入検査等の取組を通じて、事故の危険性が高い製品が市場に出回ることを未然に防いだ。 ・乳幼児の誤飲による事故が複数件発生していた磁石製娯楽用品(マグネットセット)及び吸水性合成樹脂玩具(水で膨らむボール)について、消費生活用製品安全法による販売規制をすることで、安全対策をより強固なものとするべく、令和5年1月、これら2製品を同法の特定製品(PSCマークの表示義務対象品目)に追加指定することについて消費経済審議会に諮問し、その答申を受け、政令改正に向けて検討を進めた。 ・年度内に受理した1108件すべての重大製品事故について迅速かつ適切に事故原因調査を実施し、四半期ごと全4回の第三者委員会を開催し結果を公表した。製品に起因する事故については、事業者に対するヒアリングや再発防止策の提案などを積極的に実施し、リコールにつなげた。また、事業者向けに、迅速且つ適切にリコールを実施させるためのリコールハンドブックを2019年以来3年ぶりに改訂した。 また、消費者庁、製品評価技術基盤機構や地方局とも連携し、8月にポータブル電源によるCO中毒事故への注意喚起、12月に除雪機による事故への注意喚起のためのプレスリリースを行うとともに、製品の正しい使用方法やリコール品の周知をタイムリーに呼びかけるSNSによるツイートも重層的に実施し、製品事故の防止につなげた。 ・OECDによる製品安全誓約に向けた声明発表(2021年)や、オーストラリア等他国における誓約の動きを踏まえ、我が国においてもオンラインマーケットプレイス運営事業者による誓約締結に向け、誓約原案及び事業者向けガイダンス等の検討を進めた。 ・企業や団体の製品安全に関する優れた取組を表彰する製品安全対策優良企業表彰(PSアワード)の開催や、PSアワード企業を中心に製品安全の取組をさらに高めるため、事業者向けの製品安全研修を初めて実施した(受講者147名)。また、消費者の製品安全意識の向上に向けた普及活動として、全国約300の電器店での小学生向けイベントの開催や、自治体と連携した製品安全セミナーの実施を行った。 ・リチウムイオン蓄電池の過充電等による発火事故防止のため、各電池ブロックの電圧監視等に係る要求事項を電気用品安全法技術基準解釈に明示する改正を行った(令和4年12月28日施行)。 ・物販系分野でのB to C取引は、インターネット上のショッピングモールを始めとした電子商取引(EC)の規模・割合ともに拡大傾向にある中で、近年、製品安全を巡る環境は大きく変化しつつある。こうした環境変化を踏まえた課題への対応策を検討するため、令和5年1月に「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」を設置し、年度内に3回開催して有識者による議論、論点整理等を行った。
	次期目標等への反映の方向性	・重大製品事故が多発した製品については、販売自粛の要請・リコールを速やかに行うなど、被害の拡大防止に努める。 ・IoT製品の普及、高齢者事故の増加、インターネットを通じて取引された製品における製品安全関連4法での違反件数の増加等を踏まえ、状況に即した取組(ネットパトロール事業、インターネットモール事業者と連携した違反品への対処等)を進めていく。 ・引き続き、昨今の技術革新や製品事故の動向を分析し、製品安全関連4法に係る制度の見直しの検討等を随時実施しつつ、製品安全関連4法に基づく規制を行うことで、消費生活用製品や電気用品等の安全性を確保することや、重大製品事故件数を減少させることを目指す。 なお、令和5年度からの期間については、大括り化された新たな評価単位の一つである「産業保安の確保」において、事故件数等だけでなく、重大事故の発生等に備えた体制構築に着目して、政策評価を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	消費経済審議会 製品安全部会 資料(2023/1/30) 産業構造審議会 製品安全小委員会 資料(2023/3/28) 注)本評価書における事故件数等の数値は、事業者からの追加報告等により、過去に遡って改訂されることがある。		
担当部局・課室名	産業保安グループ 製品安全課	政策評価実施時期	令和5年8月